

基地から茨城県の百里基地へ移転するものでござります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

大出俊君

〔大出俊君登壇〕

○大出俊君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、いわゆる防衛二法案に対しまして、絶対反対の立場から若干の質問を行ないます。

この防衛二法案なるものは、総理みずからが、第三次防衛力整備計画の一環として、今国会における成立を強く指示しているといふ事実に基づきまして、何よりもまず、この第三次防衛力整備計画について総理の所見を伺いたいと存じます。

昨年十一月二十九日決定を見ました「第三次防衛力整備計画の大綱」によりますと、「日米安全保障体制を基調として、侵略に対する抑止力をとして有効な防衛力を整備し」とあります。

そこで、お尋ねをいたしたい第一は、この計画は四十二年から四十六年までの五カ年計画となつておりますが、安保条約第十条に基づく期限満了は、四十五年の六月二十二日ではないかと思いますから、その翌年を予定している計画である以上は、一切の間違は無用である、国民の意思がどうあらうとも、ともかく安保は長期固定化をするのだという態度が前提になつてゐる見なければなりませんが、総理の御所見をまず伺いたいと存じます。

さらに、ということになるとすれば、安保体制を基調とする限り、今後とも第四次、第五次、あ

るいはそれ以上の防衛力整備計画が引き続くものと現時点では考えなければなりませんが、あわせてお尋ねをいたしたい。

第二に、自衛権の限界について承りたい。

今までの国会論議を通じまして言えること

は、急迫不正の侵害があり、他に守る方法がない場合、必要最小限度の武力を行使するということ

が、その要約したところであります。想定國のない

ります。第三次防の一般方針によれば、「一応は「通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対処しうる効率的なもの」とうたつて

いるのであります。また、三次防の主要項目の中

心は、「周辺海域防衛能力および重要地域防空能

力の強化ならびに各種機動力の増強」が重点だ

と、これまた一応もつともらしく書かれておりま

す。

しかし、かくて増強されていく自衛隊の実態

は、もはや疑いもなく大きな戦力になつておなりま

す。陸上十三個師団、その中の一個師団は、火

力、機動力とともに一流国並みの機甲兵団であり、

さらには、大型、中型ヘリコプター八十三機など、

まさにベトナム式の空輸機動部隊を持つわけであ

ります。また、海上では、進んだ対潜水艦哨戒攻

撃能力を持つ十四万トンのアジア第一の海軍とな

ります。航空は、戦闘機約六百と自動化された警戒管制装置を持ち、さらに、三次防によつてナイキ百

八十基、ホーク百二十基を保有し、新要撃戦闘機

を配備することになります。

そこで、お尋ねをいたしたいのは、この近代的

な三軍の軍事力は、一方では米、英、仏、西独に

次ぎ、他方ではソビエト、中国に次ぐ、まさに世

界第七位の水準にあるわけでありますから、三次

防にいふところの最も有効なといふ口実のもと

に、高度な、そしてきわめて攻撃的な装備を整え

ることは、これまた三次防にいふ通常兵器による

いわなければなりません。つまり、明確に憲法違反だと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

さらにまた、非核弾頭専用に改修したナキ、ハーキュリーズを持つことも、新要撃戦闘機の選定も、核弾頭あるいは非核弾頭の使い分けに対する実際の歴史は不可能であります。核爆弾の小型化により、ほとんどの軍用機に核を積み得る時代であることを考え合わせると、これこそ核使用への道を開くものであるといわなければならぬと存じます。総理の所信を明らかにいたされたい。

さらにまた、自衛力の限界について、向こう岸が高くなればこちらの岸も高くしなければならないなどと、三百代言ばかりの答弁をした防衛厅の長官もございます。(拍手)四次防、五次防に引き続くものだということになるとすれば、これこそ自衛権の名のもとに軍備拡大競争に日本も参加していくにほかなりません。したがつて、ここにあらためて、憲法に照らして自衛権とは何か、自衛力の限界とは何であるかを明確に総理から御答弁をいただきたい。

第三に、この高度な、かつ攻撃的な戦力は一体どこの国に對して備えているのかを伺いたい。

安保条約の第五条において、日米両国は、日本の領域におけるいずれか一方に対する武力攻撃に対して共同行動をとることを規定いたしております。これは局地的な相互援助の軍事同盟であり、しかも、これは対等な同盟ではなく、アメリカの戦略体制に日本が従属する不平等な関係にあります。自衛隊の戦力が、三次防でいうところの有効で効果的なのは、この体制に組み込まれることによってであり、したがつて、自主防衛体制では絶対にございません。アメリカの核戦力に依存する代價として、その補助的、従属的役割りを果たす軍備である。そして、その軍事目的は、日米共同作戦であり、備える敵はソビエト、中国、朝鮮以外にはないのです。

総理、あなたは、予算委員会において、「安保体制を基調とする」ということばは誤解を生みやすい

約を補助的にして、わが国の安全を確保すると言われているが、誤解を生みやすいのは、安保条約の本質を避けて通ろうとするあなたの言動だといわなければなりません。(拍手)

また、あなたは、三次防の想定する相手国あるいは対象国などといふものは存在しないのだと言つておられます。これも明らかな説弁だといわざるを得ないわけであります。想定國のないところに防衛計画は成り立ちません。一体どこの国を相手とする防衛計画なのか、また、三次防にいふところの「局地戦以下の侵略事態」とは、具体的にいかなるものか、国民に納得のいくよう明確にお答えを願いたい。

第四に、次期主力戦闘機FXについて伺います。

予算委員会における増田防衛厅長官の答弁は、シビリアンコンントロールのもとに、足の長いもの、つまり長距離用のものは持たない、また、他に脅威を与えるものは持たない、さらに、爆撃装置は取りつけないなどといふことを答えております。また、佐藤総理の答弁は、憲法の規定を乱するようなことはしない、どこまでも他国に脅威を与えるようなことはしない、御指摘のよくなつた。F105とかF11とかいうようなFXなら、これはもう明らかに他国に脅威を与えるものになるのだから、十分注意するといふ答弁をなさつております。ところが、防衛厅は、今年中にFXの第一次調査團を欧米に派遣して、本格的な調査研究に取りかかる方針をきめているといわれ、そして、その候補機種としてF4ファントム、F111、CL F10、Y A 12、F105などなどがあげられており、F4ファントム、F111、CL F10の三機種がとりわけ有力な候補になつてゐるといわれております。その性能を明らかにするまでもなく、いずれも航続距離は三千キロ以上といふ戦闘爆撃機でありますし、いずれも足は長く、爆撃装置は不可欠であります。したがつて、FXとしての選定機種では

あり得ないばかりでなく、この言動の不一致についてはまことに遺憾といわなければなりませんので、予算委員会における答弁をこの席におきましてあらためて再確認をいたしたいと思います。總理の明確な所信を伺いたいと思います。(拍手) 第五に、防衛庁は、三次防の大きな柱の一つである自衛官の定員確保について、四十二年度の自衛官募集実施要綱をおきめになつたと聞いておりますが、四十二年度は、特に学校、主として高校に対するPRを強化拡充することに重点を置く。また、町ぐるみ、村ぐるみという組織募集を推進し、重点市町村を育成し、その成果を他の市町村に挙げるといふ。

そこで増田防衛庁長官にお尋ねをしたい。高校に対して特にPRを強化するというが、具体的にどうするのか、また、文部大臣とはどのような打ち合わせになつてゐるのか、町ぐるみ、村ぐるみによる重点市町村の育成とは、一体どのようにして育成するのか、具体的に明らかにされたい。

さらに佐藤総理に伺いたい。陸上自衛隊は四十年末で二万人の欠員をかかえておりまして、充

足率は八九%にすぎません。防衛庁は、本年の目標として、充足率を一%上げたいとしております。それだけでも四千五百人の新規募集が必要なわけであります。さらに、年間一万人近い除隊者の穴埋めもしなければなりません。にもかかわらず、今回千五百人の増員を提案するその根拠は一

因は一体どこにあるのか、明確に伺いたい。

さらにも、二十五年の警察予備隊の発足以来わずかに十七年間、この十七年間に防衛庁の長官が二十二人も交代をいたしております。平均一年もちません。一年もたない大臣を乱造して、一体シビリアンコントロールができるものとお考えかどうか。ネコの日のようにかわる大臣に対し、米国はじめヨーロッパの軍事関係者は當然としていると伝えられております。(拍手)二十二人の歴代長官のうち、国民の記憶に残つてゐる人

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このことで、予算委員会における答弁をこの席におきましたので、あらためて再確認をいたしたいと思ひます。總理の明確な所信を伺いたいと思います。(拍手)

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務当局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRするのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍人

が大統領みずからのことばであります。巨大な軍需

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このこと

は、少なくとも日本の安全を真剣に考えている態度だとは受け取りがたいのでござります。

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRするのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍人

が大統領みずからのことばであります。巨大な軍需

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このこと

は、少なくとも日本の安全を真剣に考えている態度だとは受け取りがたいのでござります。

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRするのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍人

が大統領みずからのことばであります。巨大な軍需

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このこと

は、少なくとも日本の安全を真剣に考えている態度だとは受け取りがたいのでござります。

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRするのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍人

が大統領みずからのことばであります。巨大な軍需

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このこと

は、少なくとも日本の安全を真剣に考えている態度だとは受け取りがたいのでござります。

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRするのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍人

が大統領みずからのことばであります。巨大な軍需

は、四ヵ月でおやめになつた上林山さん一人くらいいではないだろかと存じます。(拍手)このこと

は、少なくとも日本の安全を真剣に考えている態度だとは受け取りがたいのでござります。

私は、ここで防衛白書について承りたい。昨日

から本日までいろいろ調査をいたしてまいりまし

たが、増田防衛庁長官は、きのう事務局に対し、国防白書をつくることを検討するように指示

をされております。これは、自民党側の強い要請

に基づくものでございまして、わが国の安全保障

体制の実情を国民にPRのがおもなねらい

で、自民党安全保障調査会の船田会長は、一九七〇

年の安保条約改定期を前に、条約の是非をめぐる

論議が活発になることが予想されるので、国民が

国防の現状を正しく認識する必要がある、防衛庁

は国防白書を出すべきだという意見を具申いたし

ております。この問題について、佐藤総理、あなたは、政府が第三次防計画を実施していく上で、

国防に対する態度を明らかにすべきだという立場

から、異存はないおっしゃっておられる、こう

いふことあります。なお、国防白書の作成は、

西村防衛庁長官の時代に問題になりましたが、時

の政治情勢上ついに日の目を見なかつたものであ

ります。初めてのことあります。

第六に、私は、産軍協同体あるいは産軍依存と

いう問題について伺いたい。

一九六一年一月十七日の夜、アイゼンハワー・

アーリカ大統領の任期八年を終るにあたりまし

て、告別の全米テレビ演説が行なわれたわけであ

りますが、彼いわく、「アメリカの民主主義は、いま

や新しい巨大な陰険な勢力によつて大きな脅威を

受けている。それは軍事、産業協同体ともいへば

き勢力であつて、連邦政府のあらゆる部門、あら

ゆる州議会、米國のすべての都市で政治的に経済

的強大な影響を發揮している。われわれはこの

怪物によって米國の自由や民主主義を破壊されて

はならない」と述べておられます。元帥といふ軍

防衛廳長官、あなたのところは三輪次官以下が出席されている。あなたの御所管に基づいて内容を明らかにされたい。今日、自衛隊の一佐、二佐のクラスの方々の中にありますて、政治の場所に発言力を持ちたいと言つておる方々もふえてきております。防衛局長は制服が握つてみせると豪語する方々もあります。防衛大学卒業生の第一期の諸君も、いよいよ一尉から三佐になるころでございましょう。この人たちが、政治をタブーとしてきた時代から、政治に要求をする時代に変わらうとしているわけあります。違憲の軍隊であれ、そこに生活をかけておる方々もございます。小手先やごまかしは通用しない。

總理、堂々と所信に基づき明確な答弁をされることをつけ加えまして、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

まず最初にお断りしておきますが、大出君は、社会党の立場から自衛隊に絶対反対だ、こういうことを言わながらいろいろ質問されました。したがいまして、なかなか意見は一致しないたい。私が説得力が足りないのじゃなくて、たぶん言われるような前提に立つておられる。そういう立場がお聞き取りをいただきたいと思います。

(拍手)そこで、私はしばしば申し上げておりますように、わが国の安全を確保するといふことが、課せられた政治の大きな課題である、そういう立場から、わが国の安全はいかにして確保するか、この立場でのことを考えております。そうして、社会党の賛成は得ませんけれども、日米安全保障体制のもとにおいてわが国の安全を確保する、これが新憲法下における日本のあり方だ、かよう前に私考えて、ただいまその体制のもとに安全を確保しておるのであります。(拍手)このいわゆる安保体制が、そういう意味で固定化される、こういう前提から、いろいろの御批判めいた御質問

でございました。しかし、私は、ただいま申し上げるような立場から、今日の国際情勢のもとにおいてはこの安保体制を続けていくといふ、これが私の考え方でもございます。

また、そのもとにおいて、わが国の防衛計画、いわゆる国防基本方針に基づいて、第一次、第二次等の防衛計画が立てられ、そうして今回は第三次防は、ただいま申し上げるようなもとに計画されました。これが五年たった後に、もちろん、そのときの科学技術の進歩や、あるいは国際情勢等にもかんがみまして、次の防衛計画を立てることは必要でございます。しかし、言われるよう

に、最初から第四次、第五次、第六次、そういう

ものを考へておる、こういふものではございません。そこに誤解のないようにお願いしておきま

す。

次に、自衛権の限界についてのお尋ねがございました。これは各委員会におきましてしばしば説明されたものであります。いまさら私が、この本会議においてこの点についてなお質問を受けようとは思はなかつたのであります。しかし、私は、社会党の方もよく御承知のように、またお話をありましたように、急迫かつ不正の侵害があること、そうしてその危害を避けるために他の適当な方法がない、こういう場合に限つていわゆる自衛権の發動が認められておる。これは憲法九条にいふところのものでございます。社会党といふとも、やはりこの自衛権の發動は否定はされぬだらうと、私はかように考へるものであります。が、自衛権をも否定されるなら、何をか申しません。私は、わが国の安全確保のためにこれは絶対必要だ、かように考へておる次第でございます。

(拍手)

したがいまして、この自衛権の限界は、通常兵器による局地戦以下の侵略に対応することを目標にいたしまして、いわゆる核弾頭、核兵器などの持ち込みは許さない。核兵器は製造しない、しば

しば、政府は、國民にも、また世界に向かっても、それを声明しておるのであります。ただいまのよう、核弾頭を持ち込むのじゃないか、これがどういう危険は全然ございませんから、その御心配のないよう願います。

また、わが國の國力に相応するものであります。が、兵力やその規模や経費等におきましても、一

次防は、ただいま申し上げるようなもとに計画さ

れましたが、これが五年たつ後に、もちろん、

そのときの科学技術の進歩や、あるいは国際情勢等にもかんがみまして、次の防衛計画を立てるこ

とは必要でございます。しかし、言われるよう

に、最初から第四次、第五次、第六次、そういう

ものを考へておる、こういふものではございません。そこに誤解のないようにお願いしておきま

す。

次に、自衛官の募集について御批判がいろいろございました。わが國の安全を確保するという崇流国とはたいへんな差のあるものであります。

憲法九条に違反するようなことは絶対にございません。憲法九条のもとにおいて、わが國の安全を

確保することに最善の努力をしておるが、ただいまの政府の考え方でございます。(拍手)したが

いまして、これは攻撃的ないわゆる戦力ではございません。他国に対して侵略的な脅威を与えるよ

うなものではございません。また、そういうものであつてはならないのであります。私どもは、み

ずからの方によつて通常兵器を持ち、わが國の局

地戦以下の侵略に対応する。防衛するということを考へております。日米安全保障体制のもとにあ

りますために、日米の軍事同盟だ、こういうこと

が指摘され、わが國のこの自衛力はアメリカの戦

略体制によつて左右されるものだ、かように言わ

れます、自主的に防衛力整備、これを考へておるので

ございまして、いわゆるアメリカの戦略体制に

よつて左右されるようなことは絶対にございません

から、その誤解のないようにお願いしておきま

す。(拍手)

また、防衛の仮想敵国あるいは対象国といふよ

うなことは、私も使つておりませんし、ま

た、そういうようなことは全然考へてもおりませ

ん。ただ、わが國が直接、間接の侵略、そういう

また、次のFXの問題であります。これはもうFXと申しておりますように、これからきめるのでございまして、現在検討の段階でございまして、これは御指摘のとおりでございます。これはもう自衛のために必要な限度であることを、これは御指摘のとおりでございます。

また、侵略有、攻撃的な脅威を与えるようなものを

私どもは考へておりません。ここにも誤解のない

よう十分注視していただきたいと思います。

次に、自衛官の募集について御批判がいろいろございました。わが國の安全を確保するという崇

高な国民の任務に従事する、こういうのが自衛官でございます。そういう意味で、私は、将来有為の青少年諸君にこの募集の広報を行なうことは国

として当然のことだ、かよう思つております。

したがいまして、これは高校の生徒に十二分にPRすべきだ、自衛官の任務の重大な点、また、崇

高なその任務をよく理解していただきたいこと

が必要だと思つます。しかし、学校管理者がいる

ことでござりますから、その了解のもとにやらなければならぬことも、これも当然であります。

たまやつておりますことは、誤解を受けるよう

なことはございません。

次に、自衛官の募集状況が悪い、なかなか充実

しないじやないか、定員が満たないじやないか、

こういふお話をございます。そのとおりであります。

たまやつて充足率は一応八八%、あるいはそれ

を九割程度にしたい、こういうところでございま

すので、この点は、なぜそういうことになるか。

これは申すまでもなく、経済、労働等の社会情勢の推移によりまして、自衛官といふものも自由に選択する職業でございますから、そういう意味で

選択する職業でございますから、そういう意味で

なかなか充足はできないのであります。私ども

は、これがもしも待遇の点から欠員を生ずる、充

足率が低い、こういうようなことであるならば、

それに対応してこれを排除していく、そういうよう

な力は持つたい、これがわが國の自衛力そのもの

でございます。誤解のないようにお願いしておき

ます。

官報(号外)

る、こういたいへん御心配をいただいたようあります。もともと否定しておられる自衛隊、それについて御心配をいただいたということ、私たへんありがたいのです。しかし、国防の最高責任者は私自身でございます。私がかわらない限り、ただいまシビリアンコントロールの問題は、防衛庁長官の任期いかんということとは関係がないのであります。また、私自身ももちろんかわってまいりますが、今日までわが党、自民党が政権を担当して、絶えずそのもとにおいてその責任を果たしておる。かように私は考えておりますので、御心配のようですが、あまり御心配なさらないほうがいい。それよりも自衛隊自身、自衛力を認めるように、ひとつ社会党もなつてほしい、これをお願ひいたしておきます。(拍手)

次に、防衛庁の高級幹部が退官した後に産業界に入っている、これはいわゆる産軍協同体制をつくるとしておるんだ。こういうようなお話をあらがりますが、実はそんな考え方は毛頭持つております。御承知のように、公務員が退職いたしました後に再就職いたします際には、これは法令がちゃんときまつております。この法令を守って、その法令の命する厳重な審査のもとに就職するのであります。御心配のような疑惑を受けるようなことのないように、また私ども注意しておる次第でござります。

過日の日米の会議について、安全保障打ち合わせ会議といふもの実際について説明しろといふことでございますが、私は他の委員会において御説明いたしましたように、この問題は御指摘のうな点について私知りませんので、これはこの席でただ知らないというお答えだけをいたしておきます。(拍手)

○國務大臣(増田甲子七君) お答え申し上げます。

【國務大臣増田甲子七君登壇】

○國務大臣(増田甲子七君) お答え申し上げます。

ただいま自衛隊の最高指揮監督者の総理のお答えによつて、大体のことは大出君も御理解だと思

います。が、こまかい点を補足させていただきま

す。

まず、三次防により自衛隊がある程度増強されることは事実でございますが、しかし、あくまで自衛隊の範囲を逸脱いたしておりませんといふことをこの際申し上げます。

それから、総理もおっしゃいましたが、アメリカの戦略体制の一環としての自衛隊ではございません。日本独自の、日本国土を守る自衛隊であるということをはつきり申し上げる次第でござります。

次に、通常兵器による局地的侵略とは何かといふお尋ねでございますが、これは大出議員の持つていらつしやる良識にお訴えするわけでございまして、あと一つ具体的の場合を想定して話をしろといわでも、これは無理でございません。どちら、およそ通常兵器による局地的侵略とは、通常兵器による局地的侵略でございます。(拍手)

次に、FXに関して調査團を派遣するというこ

とはまだいま考えておりません。まだあくまでXでございまして、ただ、大出君のおっしゃった攻撃的兵器にならない、憲法九条に触れないといふことを基準として、きびしく選定するつもりでございます。

高校生に対してPRをしておる、これは総理も

おっしゃいましたが、事実でございまして、わが国

の安全確保という重責をなう青年がたくさん

出ることをわれわれは希望するのでございま

す。これは陸上自衛隊が從来は八四とか八六とか

おりまして、一千五百名はヘリコプター部隊ない

し気象部隊に充当するわけでござります。

國防白書のことはわれわれ研究いたしておりますが、民主主義のもとにおいて、世界の国防の現状とか、日本の国防に関する自衛隊の現状等を正

しく理解、認識させる必要がある、そういう見地から、現在まだ勉強に取りかかってばかりでございまして、どうするか、こうするか、その内容等につきまして、国民の正しき御理解を得るという標準のもとに勉強中でございます。その話は、主としてマクノートン次官より極東の安全に対する諸問題について報告を受けたものであります。

それから、先般国防次官補が来たときにもう会議申すと思いますが、一・二%でございまして、有

力なる列国の標準から見まして、世界最低である

産軍協同のことは総理が申し上げたとおりでござります。

国民所得に対する比率等は、大蔵大臣がお答えいたしましたが、いつもいたしておるお話をございまして、たゞ、大出君がはつきりお聞きたいと言われておる点は、軍事専門委員会ではないかといふお話をございますが、日米合同会議のもとにおける下部機構としての軍事専門委員会ではないということを申し上げておきます。

次に、自衛官の幹部が政治に介入する傾向があ

るというお話をございますが、全然ございません。また、そういうことは許さない、こういうつもりでござります。

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

○國務大臣(水田三喜男君登壇) お答えいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君登壇) 防衛費と国民所得との

関係でございますが、過去五年間におきましては、

ほとんど毎年変わりなく国民所得の一・二%が防

衛費に充てられております。それから、第三次防

衛計画に予定されました費用と、経済社会発展計

画におきまして昭和四十六年までの国民所得との関

係について見ますと、たまたま比率は同じく一・

二%でございます。四十七年以降防衛費がどのよ

うな比率を占めるであろうか。いかにあるべきか

ということにつきましては、今後の装備の変化

国民経済の変化等なかなか読み取れませんの

で、ただいまお答えを申し上げることが困難でござります。ただ、一・二%というものは、過去に

おきましたとては我が國の経済成長を阻害したとは考

えられませんし、おそらく今後についても、そろ考

えなくてよからうと思いますので、私ども経済政

策に關係ある者といたしましては、むしろ自衛隊

が、今日乏しい条件の中でその任を全うしてお

ますことに対しても、その勞を多くすべきではない

かといふような感想がいたしております。(拍手)

○國務大臣(菅野和太郎君登壇)

○國務大臣(菅野和太郎君) 武器の輸出についてお尋ねがございましたが、武器の輸出は、輸出貿易管理令によりまして通産大臣がこれを承認することになります。したがいまして、日本から輸出される武器が国際間の武力抗争の具に供せられないよう配慮して、個々のケースについては慎重に判断いたしますから、大出議員の御心配になるように、日本がアジアの兵器庫になるということはござらないということを申し上げておきます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 増田国務大臣から答弁の補足をいたしたいとのことであります。

[國務大臣増田甲子七君登壇]

○國務大臣(増田甲子七君) 通常兵器による局地的侵略とは、それ以上はほんとうは解説しないのでございますが、通常兵器といふのは、普通は在来兵器といったほうが正確でございます。外国语を使うことはあまりよくないでございますが、コンベンションナル・ウエポンと書いてあります。外語を使つた日本に対する侵略があつたならば、これを阻止し、これを排除できる、そういう範囲が日本の自衛隊の現在の実力でございますということを

○議長(石井光次郎君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農林省設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一及び第二とともに、内閣提出、法務省設置法の一部を改正する法律案を追加して三案を括議題となし、委員長の報告を求めて、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

日程第一、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第二、労働省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

農林省設置法の一部を改正する法律案

の一部を次のよろに改正する。

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)

第四十七条の次に次の二条を加える。

(特別な職)

第四十七条の二 食糧庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庶務を整理する。

右 国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

労働省設置法の一部を改正する法律案

の一部を次のよろに改正する。

第五条第一項中「左の五局」を「次の六局」に、

「労働基準局」を「労働基準局」に改め、同条第二項中「労災防止対策部、労災補償部及び」を削る。

第八条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同項第六号の二中「中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会」を削り、同号を同項第五号とし、同項中第六号の三を削り、第六号の四を第六号とし、同項第九号中「工場、鉱山その他の場所を「労働基準監督官の権限の行使その他工場事業場等に、「監督を行ふこと」を「監督の実施に關すること」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号中「労働基準法」の下に「(同法第百条第一項の規定により労働基準監督官の権限の行使を「最低賃金法及び労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する部分に限る。)」を加え、「じん肺法、最低賃金法、労働福祉事業団法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關すること」に改め、同号を同項第十号とし、同条第二項及び第三項を削り、同項第四項中「第一項を「前項」に、「第六号の四」を「第六号」に、「第十号」を「第十号」に改め、同項を同条第二項とす

る。

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

2 食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十二年十二月三十日までの間は、一万八千八百六十五人とする。

区	分	定	員
本	食	三〇、三三三人	
水	糧	二八、八六一人	
林	糧	一、〇八〇人	
產	廳	一、八六五人	
合	計	大二、一三九人	
	附	則	

理由

食糧庁の所掌事務の処理の円滑化を図るために、水産に関する試験研究、調査等の充実を図るため水産庁の附属機関である水産研究所の機構の一部を整備するほか、農林省の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第八条の次に次の二条を加える。

(安全衛生局の事務)

第八条の二 安全衛生局においては、次の事務を

つかさどる。

一 産業安全の基準に関すること（鉱山における

保安の基準に関するものを除く）。

二 労働衛生の基準に関すること（鉱山における

通気及び災害時の救護の基準に関するもの

を除く）。

三 ジン肺に関する労働者の健康管理の区分等

の決定に関すること。

四 中央労働災害防止協会及び労働災害防止協

会の監督に関すること。

五 産業安全研究所及び労働衛生研究所の管理

及び監督を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、労働基準法

（同法第一百条第一項の規定により労働基準局

長の所掌に属せしめられた事項に係る部分を

除く）並びにジン肺法及び労働災害防止団体

等に関する法律（労働基準監督官の権限の行

使に関する部分を除く）の施行に関すること

と、その他労働者の安全及び衛生の確保に関

する事務（鉱山における保安並びに通気及び

災害時の救護に関するものを除く）で他の所

掌に属しないものに関すること。

（施行期日）
附 则
1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行

する。
(労働基準法の一部改正)

2 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第九十七条第一項中「労働基準局」の下に「及び安全衛生局」を加える。

第九十九条第一項中「労働基準局」の下に「、安全衛生局」を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に「、安全衛生局長」を加える。
第一百条第一項中「法令」の下に「（安全及び衛生

に関するものを除く）」を、「任免教養」の下に

「及び権限の行使」を加え、「監督年報の作成」

を「監督年報の作成並びに」に改め、「この法律」

の下に「（安全及び衛生に関する部分を除く）」

を加え、同条第二項中「労働基準局長」の下に

「又は安全衛生局長」を加え、同条第三項中「労

働基準局長」の下に「、安全衛生局長」を加え、

同条第五項中「労働基準局長」の下に「、安全衛

生局長」を加え、同条第一項の次に次の二項を

加える。

安全衛生局長は、労働に関する主務大臣の

指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府

県労働基準局長を指揮監督し、安全及び衛生

に関する法令の制定改廃に関する事項その他の

この法律（労働基準局長の所掌に属しない事

項に係る部分に限る）の施行に関する事項を

つかさどり、所属の官吏を指揮監督する。

第一百条の二第一項中「労働基準局長及び」の下

に「安全衛生局長並びに」を加え、「労働基準局

長が」を「労働基準局長又は安全衛生局長が」に

改め、同条第二項中「労働基準局」の下に「若し

くは安全衛生局」を加える。

（鉱山保安法の一部改正）

3 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一

部を次のように改正する。

第五十四条の見出し中「労働基準局長」を「安

全衛生局長」に改め、同条第二項中「労働省労働

基準局長」を「労働省安全衛生局長」に改める。

（ジン肺法の一部改正）

4 ジン肺法（昭和二十五年法律第三十号）の一

部を次のように改正する。

第三十条中「労働省労働基準局」を「労働省安

全衛生局」に改める。

（労働災害の現状にかんがみ、労働災害防止対策

を積極的に推進するため、労働省の内部部局とし

て安全衛生局を設置する等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 義作

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）

の一部を次のように改正する。

別表三旭川地方法務局の項中「深川市」を「深川

市 富良野市」に、「富良野町 山部町 南富良野

村」を「南富良野町」に改める。

別表五中	茨城農芸学院	茨城県稻敷郡牛久町
	喜連川少年院	栃木県塩谷郡喜連川町

茨城農芸学院	茨城県稻敷郡牛久町
喜連川少年院	栃木県塩谷郡喜連川町

改め、同表河内少年院の項中「枚岡市」を「東大阪市」に改め、同表神戸再度山学院の項を削り、同表人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡錦村」を「熊本県球磨郡錦町」に改める。

別表十二中	仙台入国管理事務所伏木富山港出張所	高岡市
	釜石港出張所	釜石市
	仙台入国管理事務所釜石港出張所	いわき市
	小名浜港出張所	秋田市
	仙台入国管理事務所小名浜港出張所	七尾市
	秋田港出張所	高岡市
	仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
仙台入国管理事務所釜石港出張所	小名浜港出張所	七尾市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	秋田市	高岡市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	大牟田市	大牟田市
仙台入国管理事務所秋田港出張所	七尾市	高岡市

仙台入国管理事務所	釜石港出張所	秋田市
-----------	--------	-----

郡四日市町」を「宇佐市」に、「平市」を「いわき市」に、「山形県東置賜郡赤湯町」を「南陽市」に、「北海道空知郡富良野町」を「富良野市」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「譲布市」を「譲布市 国分寺市 国立市」に改め、「国

立町 国分寺町」を削り、同表武藏野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小平市」を「小平市 東村山市 田無市 保谷市」に改め、「田無町 東村山町」及び「保谷町」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「蕨市」を「蕨市 戸田市 朝霞市」に改め、「戸田町」及び「朝霞町」を削り、同表川口簡易裁判所の管

轄区域の欄中「川口市」を「川口市 鳩ヶ谷市」に改め、「北足立郡の内 鳩ヶ谷町」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「八潮村」を「八潮町」に、「三郷村」を「三郷町」に、「庄和村」を「庄和町」に改め、同表川越簡易裁判所の管

简易裁判所の管轄区域の欄中「狭山市」を「狭山市 入間市」に、「大井村 富士見村」を「大井町 富士見町」に、「鶴ヶ島村」を「鶴ヶ島町」に改め、「武藏町」及び「西武町」を削り、同表小山簡易裁判所の管

轄区域の欄中「菅谷村」を「嵐山町」に改め、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「市原市」を「市原市八千代市」に改め、「千葉郡」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏市」を「柏市 流山市」に改め、「流山町」を削り、同表板橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「塙谷村」を「塙谷町」に改め、同表吉原簡易裁判所の項を次のように改める。

改める。

富

士

静岡県の内

富士市 富士宮市 富士郡

同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「中野村」を「山中湖村」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「篠ノ井市」、「埴科郡の内」及び「信更村 川中島町 更北村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市(大字稻荷山、桑原、野高場及び八幡を除く) 埼科郡の内 戸倉町」を削り、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「吹田市」を「吹田市 摂津市」に改め、「三島郡の内」を削り、同表茨木簡易裁判所の項を次のように改める。

域の欄中「高槻市」を「高槻市 三島郡」に改め、「三島郡の内」を削り、同表布施簡易裁判所の項を次のように改める。

東 大 阪
大阪府の内
東大阪市 八尾市

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺市」を「堺市 高石市」に改め、「高石郡の内 高石町」を削り、同表羽曳野簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏原市」を「柏原市 藤井寺市」に改め、「南河内郡の内 美陵町」を削り、同

表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「和泉市」を「和泉市 泉北郡」に改め、「泉北郡の内 忠岡町」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「堺市」を「堺市 高石市」に改め、「高石郡の内 高石町」を削り、同表羽曳野簡易裁判所の管轄区域の欄中「柏原市」を「柏原市 藤井寺市」に改め、「南河内郡の内 美陵町」を削り、同表岸和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「和泉市」を「和泉市 泉北郡」に改め、「泉北郡の内 忠岡町」を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京 都
京都府の内
京都市の内
中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 南区(南区)

同表右京簡易裁判所の項及び向日町簡易裁判所の項を次のように改める。
同表右京簡易裁判所の項及び向日町簡易裁判所の項を次のように改める。

右
京都府の内
京都市の内
右京区(右京区役所大原野出張所の所管区域を除く)
役所久世出張所の所管区域を除く)

京都府の内
京都府の内
右京区(右京区役所大原野出張所の所管区域を除く)

神 戸
兵庫県の内
神戸市の内
生田区 長田区 須磨区 兵庫区(兵庫区役所道場出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域を除く) 垂

水区（垂水区役所伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、玉津出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の各所管区域を除く）	兵庫県の内	三木市 美義郡
同表三田簡易裁判所の項及び明石簡易裁判所の項を次のように改める。		

田	兵庫県の内	三木市
同表三木市内の各所管区域		
兵庫県の内	神戸市	神戸市
同表神戸市内の各所管区域		

明	兵庫県の内	明石市
同表明石市内の各所管区域		
兵庫県の内	垂水区	垂水区垂水区役所伊川谷出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域
同表垂水区の各所管区域		

石	兵庫県の内	神戸市
同表神戸市の各所管区域		
兵庫県の内	垂水区	垂水区垂水区役所伊川谷出張所、八多出張所、大沢出張所及び長尾出張所の各所管区域
同表垂水区の各所管区域		

児	兵庫県の内	明石市
同表明石市内の各所管区域		
島	岡山県の内	倉敷市
同表倉敷市の各所管区域		

同表玉島簡易裁判所の項及び倉敷簡易裁判所の項を次のように改める。

いわき	福島県の内	郡山市
同表郡山簡易裁判所の項を次のように改める。		
三春	福島県の内	田村郡
同表三春簡易裁判所の項を次のように改める。		

同表赤湯簡易裁判所の項を次のように改める。

赤湯
山形県の内
南陽市
東置賜郡の内
高畠町

同表鶴岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「櫛引村」を「櫛引町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「井川村」を「井川村 大潟村」に、同表俱知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太町」を「ニセコ町」に改め、同表富良野簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内
富良野市
空知郡の内
勇払郡の内
上富良野町 中富良野町 南富良野町
占冠村

同表十勝池田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊頃村」を「豊頃町」に改め、同表三木簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田町」、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「応神村」及び「大麻町大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣」並びに同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「大麻町(大字板東、萩原、津慈、川崎、檜及び三俣)」を削り、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「檜原村」を「檜原町」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長大坪保雄君。

可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 ただいま議題となりました法律案については、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称やその管轄区域等に必要な変更を加えようとするものであります。

すなわち、第一は、吉原簡易裁判所と富士簡易裁判所に、布施簡易裁判所を東大阪簡易裁判所にこれぞその名称を変更すること

第二は、尾道簡易裁判所、福山簡易裁判所、福島富岡簡易裁判所及びいわき簡易裁判所の管轄区域にそれぞれ変更を加えること。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表第四表と第五表について所要の整理を行なうこと

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

国会に提出する。

昭和四十一年四月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 義作

官 報 (号 外)

內閣總理大臣殿

日本放送協会昭和39事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和40年11月18日 第633号 検査40

昭和三九年度財産目録

目次

昭和40年3月31日現在

内閣総理大臣殿		会計検査院長 小峰 保業司		昭和40年11月18日	
日本放送協会昭和39事業年度貸借対照表等の回付について		日本放送協会昭和39事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。		その他の流動資産	
1 昭和39年度財産目録		昭和40年3月31日現在		前払費用	
科 目	内 摘	要 金	記 領	合 計	
(資産の部)					
流 動 資 產					
現 金 預 金	現 金	小口現金を含む			
	銀 行 預 金	27,937,460	7,036,568,032	7,036,568,032	未 取 金
	振 替 貯 金	4,285,873,116	4,269,711,498	4,269,711,498	有 価 証 券
受 信 料 未 収 金					建 物 借 保 証 金
	受 信 料 未 収 金	6,800,920	246,955,011	246,955,011	差 入 保 証 金
委託修理業務用物品	△	623,955,011	377,000,000	377,000,000	差 入 保 証 有 価 証 券
賃 藏 品		9,586,170	147,287,383	147,287,383	集 金 委 託 保 証 頂 う 有 価 証 券
事務室借上料ほか					
電信電話債券ほか					
建物賃借保証金ほか					
自動車損害賠償支払準備資産					
支払準備金					
仮 払 金					
保管有価証券					
自動車損害賠償支払準備金					
諸立替払金ほか					
2,700,000					
5,730,000					
14,807,232					
65,658,914,731					
20,233,054,731					
4,734,872,910					
24,967,927,641					
5,175,387,943					
7,400,646,787					
2,225,258,944					
22,056,426,870					
40,006,106,152					
17,949,679,282					
367,566,198					
147,724,764					
210,841,434					

地 定 資 産 負 債 合 計	退職手当引当金	900,000,000	35,330,172,521	2 昭和39年度貸借対照表	
				昭和40年3月31日現在	
土建設板勘定	局舎敷地ほか 未完成施設	9,643,213,093			
特減債用放資	放送債券償還資 金積立金	8,403,107,380			
繰延勘定	局舎敷地賃借料 未経過分ほか	7,202,100,000			
前払費用	送放債券発行差 金元価額相殺	314,876,770			
放送債券発行差金	局舎敷地ほか 未経過分ほか	45,140,921			
放送債券発行差金	269,735,849				
資産合計	(科 目)	(金 銭)			
(資産の部)					
流动債支	流動資産				
流动負債	現金預金				
短期貸入金	80,212,459,583				
受信料前受金	0				
その他の流动負債	2,027,056,565				
前受収益	854,078,422				
預り金	933,713,915				
預り有価証券	2,501,360				
自動車損害賠償 保険法による積 立金	239,264,228				
板受金	51,527,000				
固定資産					
建物	24,967,927,641				
構築物	4,734,872,910				
構築物減価償却引当金	7,400,646,787				
機械	2,225,258,844				
機械減価償却引当金	40,006,106,152				
器具	17,949,679,282				
器具什器	367,566,198				
器具什器減価償却引当金	22,056,426,870				
土地	147,724,764				
土建設板勘定	9,643,213,093				
固定負債					
放送債券					
長期借入金					

(外) 号(報) 印

建設仮勘定	8,403,107,380
固定資産合計	65,658,914,781
特種機用放資	7,202,100,000
繰延勘定	
前払費用	45,140,921
放送債券発行差金	269,735,849
繰延勘定合計	314,876,770
資産の部	80,212,459,583
流動負債	0
短期借入金	854,078,422
未受信料前受金	933,713,915
その他の流動負債	239,264,228
流動負債合計	2,027,056,565
固定負債	24,602,500,000
放送債券金	7,800,515,956
退職手当引当金	900,000,000
固定負債合計	33,303,115,956
(資本の部)	35,330,172,521

3 昭和39年度損益計算書	
(科 目)	(金額)
事業収入	65,402,778,280
受取料	122,638,000
交付金	1,110,114,299
離収入	66,635,530,579
事業支出	
事業費	45,778,567,998
事減価償却費	6,621,274,349
開業経費	4,015,908,844
事業収入合計	
事業支出充當	
資本支出	56,415,751,191
当期剰余金	8,857,022,162
資本支出合計	1,362,757,226
資本支出充当	
当期剰余金	

4 昭和39年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書	するとともに極力受信契約者の増加につとめ財政基盤の安定を図つた。
昭和39年度財産目録、貸借対照表および損益計算書に因する説明書	当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額802億1,246万円に対し、負債総額は353億3,017万円、資本の部における資本は300億円、積立金は46億6,251万円、当期資産充当金88億5,702万円、当期剰余金13億4,882,287,062万円である。
概要	昭和39年度は、37年度を起点とする第2次6カ年計画の第3年度としての諸計画を積極的に推進し、ラジオ、テレビジョン両放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施に努力
資本合計	80,212,459,583
負債資本合計	

<p>円に対して事業支出は564億1,515万円、資本支出充当88億5,702万円で差引当期剰余金は13億6,276万円である。</p> <p>財産目録・貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。</p>	<p>2 財産目録と貸借対照表</p> <p>(1) 資産の部</p> <p>当年度末の資産総額は、前年度末の653億6,931万円に比べ148億4,565万円増加し、802億1,246万円となつたが、その内容は次のとおりである。</p> <p>ア 流動資産</p> <p>当年度末の流動資産は、前年度末の77億2,912万円に比べ6億9,255万円減少し、70億3,657万円となつたが、これは主として現金預金、受信料未収金等の減少によるもので、その内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現金預金 42億6,974万円 ○受信料未収金 2億4,685万円 <p>当年度末の受信料未収額 6億2,395万円から、翌年度における取納不能見込額3億7,700万円を欠損引当金として差し引き、計上したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託修理業務用物品 959万円 <p>放送法第9条第2項により行なつてゐる受信機委託修理業務用物品および受信障害防止用物品の当年度未納卸額である。</p>														
<p>外 (時) 報</p> <p>イ 固定資産</p> <p>当年度末の固定資産は、前年度末の516億1,577万円に比べ建設による増加は208億2,570万円であるが、当年度減価償却引当金66億2,127万円、その他の増減の結果140億4,314万円の増加で656億5,891万円である。</p> <p>エ 繰延勘定</p> <p>翌年度以降の各年度にわたつてそれぞれ上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として新島ほか86カ所の総合テレビ局の建設、若松ほか91カ所の教育テレビ局の建設、剣路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事業用機器の整備および局舎・宿舎の増改築を実施したためである。</p> <p>オ 前払費用 4,514万円</p> <p>局舎敷地賃借料等の前払分である。</p> <p>○放送債券発行差金 2億6,974万円</p> <p>放送債券発行にもなら額面金額と充當する。</p>	<p>○貯蔵品 1億4,729万円</p> <p>フィルム、謝品、被服、その他事務用備品・消耗品等の当年度末棚卸額である。</p> <p>○前払費用 5,959万円</p> <p>長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、外国雑誌購読料等の未経過分および前払分で翌年度の費用となるものである。</p> <p>○その他の流動資産 23億344万円</p> <p>建物賃借保証金、電信電話債券等の有価証券および定期預金利息の未収分等である。</p> <p>イ 固定資産</p> <p>当年度末の固定資産は、前年度末の516億1,577万円に比べ建設による増加は208億2,570万円であるが、当年度減価償却引当金66億2,127万円、その他の増減の結果140億4,314万円の増加で656億5,891万円である。</p> <p>エ 繰延勘定</p> <p>翌年度以降の各年度にわたつてそれぞれ上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として新島ほか86カ所の総合テレビ局の建設、若松ほか91カ所の教育テレビ局の建設、剣路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事業用機器の整備および局舎・宿舎の増改築を実施したためである。</p> <p>オ 前払費用 4,514万円</p> <p>局舎敷地賃借料等の前払分である。</p> <p>○放送債券発行差金 2億6,974万円</p> <p>放送債券発行にもなら額面金額と充當する。</p>														
<p>外 (時) 報</p> <p>ウ 特定資産(減価用放資)</p> <p>放送法第42条第3項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末55億6,934万円に比べ16億3,276万円増加し、72億210万円である。</p> <p>エ 繰延勘定</p> <p>翌年度以降の各年度にわたつてそれぞれ上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として新島ほか86カ所の総合テレビ局の建設、若松ほか91カ所の教育テレビ局の建設、剣路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事業用機器の整備および局舎・宿舎の増改築を実施したためである。</p> <p>オ 前払費用 4,514万円</p> <p>局舎敷地賃借料等の前払分である。</p> <p>○放送債券発行差金 2億6,974万円</p> <p>放送債券発行にもなら額面金額と充當する。</p>	<p>区 分 金 額</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>202億3,305万円</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>51億7,539万円</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>220億5,643万円</td> </tr> <tr> <td>器 具 什 器</td> <td>1億4,772万円</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>96億4,321万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>84億311万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>656億5,891万円</td> </tr> </table> <p>(2) 負債の部</p> <p>当年度末の負債総額は、前年度末の306億3,407万円に比べ46億9,610万円増加し、353億3,017万円となつたが、その内容は次のとおりである。</p> <p>ア 流動負債</p> <p>当年度末の流動負債は、前年度末の23億669万円に比べ2億7,964万円減少し、20億2,705万円となつたが、その内容は次のとおりである。</p> <p>○未払金 8億5,408万円</p> <p>放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。</p> <p>○受信料前受金 9億3,371万円</p> <p>翌年度分の受信料収納額で、前年度末に比べ2億2,307万円の増加である。</p> <p>○その他の流動負債 2億3,926万円</p> <p>職員給与・放送謝金等の源泉徴収所得税の仮受金および集金受託者の預り保証金等である。</p> <p>イ 固定負債</p> <p>当年度末の固定負債は、前年度末の288億2,738万円に比べ49億7,574万円増加し、333億312万円となつたが、これは主として放送債券および長期借入金において、次の表のような増減があつたためである。</p>	建 物	202億3,305万円	構 築 物	51億7,539万円	機 械	220億5,643万円	器 具 什 器	1億4,772万円	土 地	96億4,321万円	建設仮勘定	84億311万円	固定資産合計	656億5,891万円
建 物	202億3,305万円														
構 築 物	51億7,539万円														
機 械	220億5,643万円														
器 具 什 器	1億4,772万円														
土 地	96億4,321万円														
建設仮勘定	84億311万円														
固定資産合計	656億5,891万円														
<p>外 (時) 報</p> <p>ウ 特定資産(減価用放資)</p> <p>放送法第42条第3項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度末55億6,934万円に比べ16億3,276万円増加し、72億210万円である。</p> <p>エ 繰延勘定</p> <p>翌年度以降の各年度にわたつてそれぞれ上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として新島ほか86カ所の総合テレビ局の建設、若松ほか91カ所の教育テレビ局の建設、剣路、京都ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・事業用機器の整備および局舎・宿舎の増改築を実施したためである。</p> <p>オ 前払費用 4,514万円</p> <p>局舎敷地賃借料等の前払分である。</p> <p>○放送債券発行差金 2億6,974万円</p> <p>放送債券発行にもなら額面金額と充當する。</p>	<p>区 分 金 額</p> <table border="1"> <tr> <td>建 物</td> <td>202億3,305万円</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>51億7,539万円</td> </tr> <tr> <td>機 械</td> <td>220億5,643万円</td> </tr> <tr> <td>器 具 什 器</td> <td>1億4,772万円</td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td>96億4,321万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td>84億311万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産合計</td> <td>656億5,891万円</td> </tr> </table> <p>(2) 負債の部</p> <p>当年度末の負債総額は、前年度末の306億3,407万円に比べ46億9,610万円増加し、353億3,017万円となつたが、その内容は次のとおりである。</p> <p>ア 流動負債</p> <p>当年度末の流動負債は、前年度末の23億669万円に比べ2億7,964万円減少し、20億2,705万円となつたが、その内容は次のとおりである。</p> <p>○未払金 8億5,408万円</p> <p>放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。</p> <p>○受信料前受金 9億3,371万円</p> <p>翌年度分の受信料収納額で、前年度末に比べ2億2,307万円の増加である。</p> <p>○その他の流動負債 2億3,926万円</p> <p>職員給与・放送謝金等の源泉徴収所得税の仮受金および集金受託者の預り保証金等である。</p> <p>イ 固定負債</p> <p>当年度末の固定負債は、前年度末の288億2,738万円に比べ49億7,574万円増加し、333億312万円となつたが、これは主として放送債券および長期借入金において、次の表のような増減があつたためである。</p>	建 物	202億3,305万円	構 築 物	51億7,539万円	機 械	220億5,643万円	器 具 什 器	1億4,772万円	土 地	96億4,321万円	建設仮勘定	84億311万円	固定資産合計	656億5,891万円
建 物	202億3,305万円														
構 築 物	51億7,539万円														
機 械	220億5,643万円														
器 具 什 器	1億4,772万円														
土 地	96億4,321万円														
建設仮勘定	84億311万円														
固定資産合計	656億5,891万円														

(六) 中(中) 報

種別	年度	昭和38年度末		備考
		増	減	
放送債券	205億9,860万円	50億円	9億6,600万円	246億260万円 増は新規発行、 減は満期およ び定期抽せん
長期借入金	71億2,878万円	19億円	12億2,826万円	78億52万円
銀行	40億1,000万円	10億円	49億1,000万円	2億1,829万円
簡易保険局	31億881万円	28億9,052万円		
住宅公団	997万円	997万円	0	
合計	277億2,738万円	69億円	22億2,426万円	324億312万円

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の347億3,274万円に比べ101億4,955万円増加し、448億8,229万円となつたが、その内容は次のとおりである。

ア 資本
イ 積立金
ヤ 積立金

300億円
前年度末200億円に当年度において、積立て金から前年度、固定資産化したものに相当する額100億円を組み入れたものである。

46億6,251万円
前年度末残高44億8,866万円に当年度繰入高(昭和38年度当期資産充当金および当期剰余金)102億4,468万円、固定資産偶発益等積立金の増加額1億7,364万円を加え、他方、固定資産の除却損等積立金の減少額2億4,387万円を差し引き、資本に100億円を組み入れた結果である。

(1) 事業収入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加とともに、う受信料収入の増加によるものであるが、その内容は次のとおりである。

ア 受信料
○甲受信料
ヤ 受信料
○甲受信料

有料受信契約者数が当年度内において146万増加し、当年度末1,706万となつたため前年度の甲受信料に比べ67億4,277万円の増加である。

3 損益計算書

事業収入666億3,553万円に対し、事業支出は564億1,575万円、資本支出充当88億5,702万円(固定資産充当50億円、放送債券償還のための積立て24億6,026万円、長期借入金の返還12億2,826万円、放送債券償還金1億6,850万円)であり、差引当期剰余金は13億6,276万円である。これを前年度決算額の事業収入601億2,373万円、事業支出498億7,905万円に比較すれば、事業収入は65億1,180万円、事業支出65億3,670万円の増加である。

(2) 事業支出

事業収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果は次のとおりである。

ア 事業費
ヤ 事業費
○甲受信料
ヤ 事業費
○甲受信料

前年度の413億269万円に比べ44億7,588万円の増加であるが、これは、ラジオ・テレビジョン放送番組の向上刷新、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開

○乙受信料

18億1,812万円

有料受信契約者数が当年度内において90万減少し、当年度末182万となつたため前年度の乙受信料に比べ6億3,847万円の減少である。

イ 交付金收入

1億2,264万円

国際放送関係交付金1億2,244万円、選舉放送関係交付金20万円で、前年度の1億2,159万円に比べ105万円の増加である。

ウ 雑収入

11億1,011万円

預金および電信電話債券等の利息、7億159万円のほか、不用物品処分代金、対部外技術協力経費および受信機委託修理業務収入等で、前年度の7億366万円に比べ4億645万円の増加である。

ウ 國連経費

40億1,591万円

支払利息20億8,835万円、工事特別維持費12億5,337万円、未収受信料欠損償却3億7,700万円、放送債券発行差金償却2億6,947万円等で、前年度の32億7,460万円に比べ7億4,131万円の増加である。

4 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出(建設費から関連経費に振り替えた工事特別維持費を除く)を加えた収支全般についてみれば、収入総額は811億2,536万円、支出総額は819億2,597万円である。

(注 1万円未満5捨入)

党的促進、放送技術と放送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務増とともに、運用費等の増加によるものである。

イ 減価償却費
66億2,127万円
建物・構築物・機械・器具什器の償却費で、前年度の53億176万円に比べ13億1,951万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなう償却資産の増加によるものである。

ウ 國連経費
40億1,591万円
支払利息20億8,835万円、工事特別維持費12億5,337万円、未収受信料欠損償却3億7,700万円、放送債券発行差金償却2億6,947万円等で、前年度の32億7,460万円に比べ7億4,131万円の増加である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めるま
す。通信委員会理事秋田大助君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関し、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この議案は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、内閣より提出されたNHKの決算書類であります。これによれば、昭和三十九年度末現在におけるNHKの資産総額は八百二億一千二百万円で、前年度に比し、百四十八億四千五百万円の増加となっており、また、損益では、事業収入六百六十六億三千六百万円に対し、事業支出は五百六十四億一千六百万円、資本支出充当八十八億五千七百万円で、差し引き当期剰余金は十三億六千三百万円となつております。

なお、本件には、記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されております。

通信委員会では、六月八日の会議において採決の結果、多數をもつて本議案については異議なきものと議決すべき旨決しました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

〔昭和三十九年度〕を「昭和四十一年度」に改め

〔積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正〕

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

○鶴岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 鶴岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

よって、日程は追加せられました。
道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

〔附則〕

第一条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四条)の一部を次のとおりに改正する。
第二条第一項、第三条第一項及び第四条中「昭和三十九年度」を「昭和四十一年度」に改め
る。

第三条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のとおりに改正する。

第四条第一項中「昭和三十九年度」を「昭和四十一年度」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第三条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百五十五号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第二項中「昭和四十四年三月三十一日」を
「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のとおりに改正する。

附則中第九項を第十項とし、第八項を第九項

とし、第七項の次に次の一項を加える。
8 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)第一条の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下「改正前の法」という)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正

する。道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)第一項の規定による改正前の道路整備緊急措置法(以下「改正前の法」という)第三条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額を改正する。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

要する経費で国が支弁するものの財源に充て

て行なつた道路整備事業(昭和四十一年度以

前の年度のこの会計の予算で昭和四十一年度以後の年度に繰り越したものにより行なう道

路整備事業を含む。)は、第一条第一項に規定

する道路整備事業に含まれるものとする。

○森下國雄君 登壇

○森下國雄君 ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府におきましては、昭和三十九年度を初年度とする第四次道路整備五年計画を策定し、これにより道路整備を推進してきたのであります。が、最近における道路交通需要の増加は、本計画策定

による予想をはるかに上回るに至りましたため、この際、道路を緊急に整備して、増大する交通需

一、昨八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（田畠光君外二名提出、衆法第一九号）
 社会労働委員会 付託
 電気工事業及び電気工事士法案（麻生良方君外二名提出、衆法第二〇号）
 商工委員会 付託
 (議案送付)

一、昨八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
 地方交付税法の一部を改正する法律案
 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案
 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法案
 一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案（田畠光君外二名提出）
 電気工事業及び電気工事士法案（麻生良方君外二名提出）
 (回付議案受領)

一、今九日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
 (答弁書受領)
 一、今九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員 石井光次郎殿
 熊本県水俣湾並びに阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書
 中毒事件に関する質問主意書
 熊本県水俣湾並びに阿賀野川における水銀中毒事件に関する質問主意書
 昭和三十一年五月、熊本県水俣市において奇病が発生し患者百十一名、うち死亡者四十一名という公害事件が起り、その原因を究明した結果、工場廃水による被害であることが明らかになつたにもかかわらず政府の結論が出されないまま今日に及んでいる。
 その間、昭和三十九年八月下旬、阿賀野川において、全く同様な性質の事件が起り、死者五名、患者二十一名、水銀保有胎児性水俣病児出生している。
 熊本県水俣市事件の際に、工場廃水による水銀中毒事件であることが究明されたのであるから、政府は、確固たる対策を立て、指導を行なつていならば、阿賀野川における第二の水俣病事件は未然に防止できたものと考える。
 したがつて、熊本県の際に結論も出さず、公害責任はきわめて重大であり、今後も第三、第四の事件が起こるおそれがある。

よつて、阿賀野川事件の結論を可及的すみやかに出し、諸般の対策を講ずる必要があるので、次の事項について質問する。
 一、熊本県水俣湾における水俣病事件の年月別調査の実情と、その被害及び対策についての推移と概要を明らかにされ、最終の結果はどうなつてゐるか伺いたい。
 二、熊本県水俣病事件における熊本大学等の調査、研究の結論を、政府の結論とし得なかつたのはいかなる理由によるか。
 三、阿賀野川水銀中毒事件の調査の年月別状況とそのメンバー、並びに被害者に対しとられた措置と対策はどうなつていてか。
 四、阿賀野川事件の特別研究班の調査結果報告が昭和四十二年四月十八日発表されたが、この結論を政府の結論としないのはなぜか。その理由を説明されたい。
 五、食品衛生調査会の中に、特に専門の委員を委嘱して、特別委員会を設置し、阿賀野川事件の前記調査結果報告を審議しているが、その委嘱した特別委員の中に、

(1) 熊本県水俣病事件と同じ性質の事件である阿賀野川事件に熊本県事件を直接担当した専門家を委嘱していないがその理由について説明されたい。
 (2) 水産にも関係する事件であるにもかかわらず水産関係の専門家を委嘱していないが、その理由を説明されたい。
 (3) 工場廃水が原因であるという報告がなされているにもかかわらず、工場廃水に関する専門家を委嘱していないが、その理由について説明されたい。

一、(1) 水俣病事件に関する調査としては、昭和三十四年厚生省の食品衛生調査会に水俣病特別部会を設置して原因究明を開始したが、その後各省庁の総合研究の必要が認められたので、昭和三十四年から昭和三十六年にかけて、通商産業省においてはアセトアルデヒド製造工場に対する工場排水の水質調査、經濟企画庁においては八代海南半部海域における水質および底質ならびに潮流に関する調査、水産庁においては毒性魚介類の分布等に関する調査、厚生省においては病因物質の確立に関する医学的調査を行ない、これらの関係省庁の行なう調査箇における有機的関連の保持を図り、それらの円滑な推進に資するため、

六 この事件は、人権問題、人道的問題も含まれてゐるのであるが、司法当局はいかなる措置を講じたか、その理由を付して回答されたい。
 七 政府の結論が、出されるのは、いつか。また、政府の結論が出されるまでの過程を明らかにされたい。
 八 右質問する。

水俣病総合調査研究連絡協議会を設置し、昭和三十五年二月から三十六年三月に至る間に四回にわたり協議会を開催した。

(2) 水俣病事件における被害としては、昭和二十九年から昭和三十五年にかけて百十一名の患者の発生をみ、現在までの間に四十一名が死亡し、十九名が入院加療中、五十一名が自宅療養を続けている。

(3) 患者に対する対策としては、昭和三十三年度の予備金から患者収容施設建設補助金二十一万円を出し、治療研究費としては昭和三十三年以降毎年補助を行ない昭和四十一年度までに総額七百六十万円を支出している。

なお、リハビリテーションセンターの建設にあたつては、厚生年金保険積立金還元融資から一億一千五百万円の融資を行なつた。

漁業に関する対策としては、昭和三十四年度近海出漁奨励事業に対して特別助成事業として約二百万円、昭和三十五年度真珠母貝養殖事業、漁業転換促進事業等に対して約一千万円の国庫補助を行なつた。

(4) 当時の科学技術水準をもつてしては病因物質の発生過程等を確定することはできなかつた。また患者の発生は昭和三十五年の四名を要な指導を行なつた。

二 熊本大学の水俣病に関する学術的研究の結論
は昭和三十九年から四十年にかけて最終的にとりまとめられたものであり、熊本県における水俣病事件については一において述べたとおり既に昭和三十六年頃までに著者をみている等の事

情もあつて政府の結論とするまでは到らなかつた。

三(1) 新潟県阿賀野川下流域において有機水銀中毒患者が発見されたため、昭和四十年七月

科学技術庁、経済企画庁、厚生省、農林省、通商産業省の参加のもとに関係各省連絡会が開かれ阿賀野川水銀中毒事件に関する技術的解明を図るために特別研究を実施する方針を決定した。当該決定にもとづき特別研究促進調整費によつて昭和四十年九月以降厚生省においては臨床研究班(新潟大学医学部長野崎秀英外九名)試験研究班(国立衛生試験所食品部長川城嚴外十九名)疫学研究班(前国立公衆衛生院疫学部長松田心一外七名)を編成し研究を開始し、農林省においても水銀汚染水稟物の分布調査に関する研究を水産庁日本海区水産研究所において行なつた。

なお、その結果については、昭和四十一年三月厚生省において三班合同研究会議を開催し、その議論の過程を公表し昭和四十二年四月研究三班の報告書を科学技術庁に提出、農林省も昭和四十一年に報告書を科学技術庁に提出した。

五 食品衛生調査会特別委員会委員は会長の指名

であり、報告書の検討の過程において必要な都度それぞの専門分野にわたつての専門家の参加をもとめ、その意見を聽する意向である。從つて水産、工場排水等の専門家の意見を十分反映しうるようになつてゐる。

なお、厚生省関係調査班々員中には熊本県水

俣病の研究にたずさわつた専門家が多数参加し

ており、その報告書をもとにして審議するものと考へる。

六 水俣病事件については、昭和三十四年十一月

され、その他患者世帯に対し生業資金や養育見舞金が出されている。

なお、漁業被害に対する措置としては、県により漁業規制措置協力見舞金、漁業資金としての低利融資、関係漁業協同組合の事業補助などが行なわれてゐる。

四 特別研究三班の研究報告は相互に調整をはかりながら行なわれたが結果的には、それぞれの独立した立場から報告がなされた。汚染源に対する結論は疫学的見地から出されたものであり厚生省としては、更に総合的意見をとりまとめる必要上各専門分野からの検討を加えるため食品衛生調査会の意見をもとめているのである。

従つて食品衛生調査会の答申にもとづいて医

学的見地から検討した見解が科学技術庁に提出

された段階において関係各省庁よりの専門の立

場における意見が述べられ、これをまとめるよ

う科学技術庁が総合調整することになつてい

る。

六 阿賀野川水銀中毒事件については、厚生省等

関係省庁ならびに新潟県当局等において専門家

による調査が行なわれたので、その調査結果に

より、容疑があれば人権侵犯事件あるいは刑事

事件としても迅速適正な処置をとり得るよう関

係機関との緊密な連絡のもとに鋭意情報収集に

努めている。

七 阿賀野川水銀中毒事件に関する特別研究の技

術的解明をはかるため関係各省連絡会(科学技

術庁、経済企画庁、厚生省、農林省、通商産業

省)において緊密な連絡をはかつてゐるが、厚

生省の意見の提出をまつて可及的速やかにその

技術的な結論をとりまとめる所存である。

右答弁する。

2 療養者に対する療養費、医療手当、リハビリテーションに要する療養費が負担され

一 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

少年院の項及び人吉農芸学院の項の改正規定は、公布の日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称や管轄区域等に所要の変更を加えようとするものであつて、その内容は次のとおりである。

第一 吉原簡易裁判所を富士簡易裁判所に、布施簡易裁判所を東大阪簡易裁判所に、平衛易裁判所をいわき簡易裁判所にそれぞれ名称変更をすること。

第二 尾道簡易裁判所の管轄に属する福山市の一部(旧松永市の区域)を福山簡易裁判所に、福島簡易裁判所の管轄に属するいわき市の一部(旧双葉郡久之浜町・大久村の区域)をいわき簡易裁判所の管轄区域にそれぞれ変更すること。

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に属する法律の別表第四表および第五表について所要の整理を行なうこと。

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、国民の利便と裁判事務処理上の便宜のため、簡易裁判所の名称やその管轄区域等に必要

な変更を加えようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月八日

衆議院議長 石井光次郎殿
法務委員長 大坪 保雄

日本放送協会昭和三十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和三十九年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条第三項の規定に基づき、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産ならびに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和四十年三月三十日現在における資産総額は八〇一億一、二四五万九、五八三円、負債総額

は三五三億三、〇一七万二、五一円であつて、差引き資本としては、四四八億八、二三八万七、〇六二円が計上されている。これを前年度と比較すると、資産は一四八億四、五

六五万四、四五〇円、負債は四六億九、六一〇万六、七一七円、資本は一〇一億四、九五四万七、七三三円をそれぞれ増加している。

2 損益

損益計算書によれば、昭和三十九年度中の事業収入は六六六億三、五五三万〇、五七九円で、これに対し事業支出は五六四億一、五七五万一、一九一円、資本支出充當は八八億五、七〇二万二、一六二円となつていて、差引き一三億六、二七五万七、一二六円の剰余となつてている。

第一 吉原簡易裁判所を富士簡易裁判所に、布施簡易裁判所を東大阪簡易裁判所に、平衛易裁判所をいわき簡易裁判所にそれぞれ名称変更をすること。

第二 尾道簡易裁判所の管轄に属する福山市の一部(旧松永市の区域)を福山簡易裁判所に、福島簡易裁判所の管轄に属するいわき市の一部(旧双葉郡久之浜町・大久村の区域)をいわき簡易裁判所の管轄区域にそれぞれ変更すること。

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に属する法律の別表第四表および第五表について所要の整理を行なうこと。

本案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、国民の利便と裁判事務処理上の便宜のため、簡易裁判所の名称やその管轄区域等に必要

与するため、新たに昭和四十二年度を初年度とする道路整備五箇年計画を樹立することとし、ここに道路整備緊急措置法等の一部を改正しよぶ」というもので、その主な内容は次の通りである。

1 建設大臣は、昭和四十二年度を初年度とする道路整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきものとすること。

2 建設大臣は、昭和四十二年度以降の毎五年を各一期として、積雪寒冷特別地域道路交

通確保五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めるべきものとすること。

3 昭和四十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととなつている奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を昭和四十七年三月三十一日まで延長すること。

4 その他、閣議規定の整備を行なうこと。

第一 議案の可決理由

本案は、増大する交通需要に対処し、経済基盤の強化に寄与するため、適切な措置と認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

第二 議案の可決理由

本案は、増大する交通需要に対処し、経済基盤の強化に寄与するため、適切な措置と認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

第三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度道路整備特別会計予算に四千五百二十七億四百八十三万三千円が計上され、

別に財政投融資として一千三百五十九億円が計上されている。

上記されている。

右報告する。

昭和四十二年六月九日

衆議院議長 石井光次郎殿 建設委員長 森下 國雄

昭和四十二年六月九日 衆議院会議録第一十四号

第三種郵便物認可日
明治三十五年三月三十日

定価一部二十五円
大だし良質紙は三十円
(記入料料込)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(大公)

六九〇